

調布市一般廃棄物処理基本計画（素案） 〈概要版〉

1. 計画の概要

（1）目的

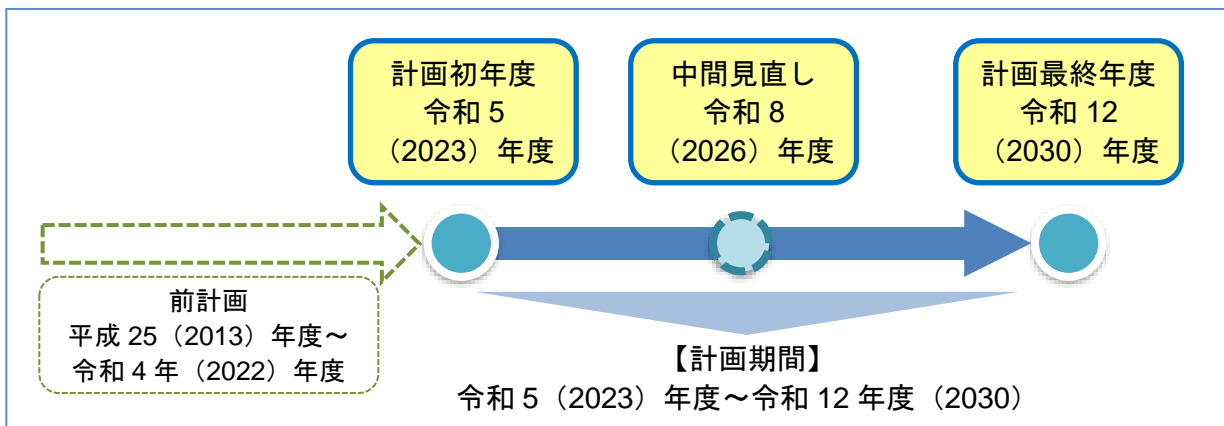
一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき市町村が策定する計画です。

前計画が令和4（2022）年度で最終年度を迎えることから、前計画の実施状況の検証・評価や社会状況等の変化などを踏まえ、新たに「調布市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、令和5（2023）年度以降の一般廃棄物処理事業の基本的な方向性を定めるものです。

（2）計画期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。

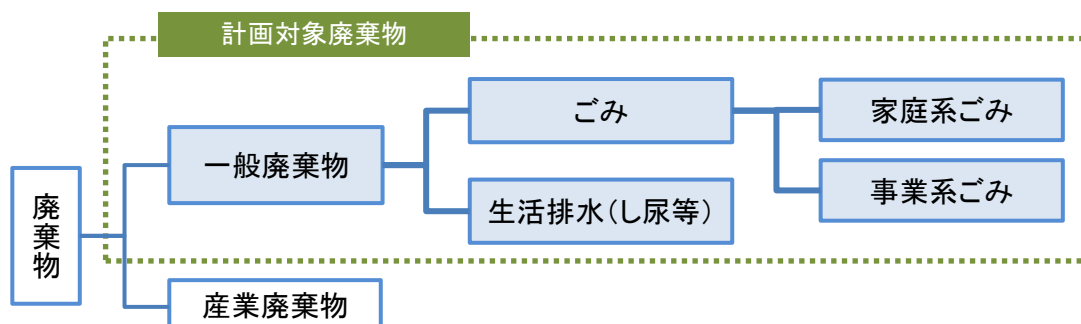
図表1 計画期間と計画目標年次



（3）対象廃棄物

本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ・し尿等）を対象とします。

図表2 対象廃棄物



2. 計画策定に向けての課題

(1) 地球環境問題への対応

近年、気候変動問題をはじめとする地球環境問題がますます深刻化しており、「持続可能な社会の形成」が世界的に取り組むべき課題となっています。そのため、各国では持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が進められており、本市においては令和3（2021）年4月、市民や事業者とともに総力を挙げてカーボンニュートラル（二酸化炭素排出実質ゼロ）を目指すため、市と市議会が共同で「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

ごみ処理・リサイクル事業においても、温室効果ガスや食品ロスの削減といった「つくる責任・つかう責任」（SDGsのゴール12）の徹底など、「持続可能な社会づくり」に資する取組をより一層推進する必要があります。

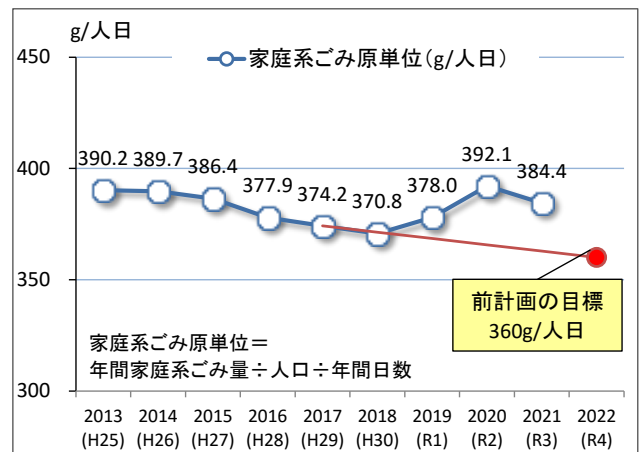


SDGsの17のゴール(ロゴ：国連広域センター作成)

(2) さらなる発生・排出抑制の推進

前計画では、令和4（2020）年度に1人1日あたりの家庭系ごみ量（家庭系ごみ原単位）を360g/人日とすることを目標としていましたが、コロナ禍に伴う家庭系ごみの急増等もあり、令和元年度以降の実績は目標値を上回って推移しています（図表3）。

食品ロスの削減や使い捨てプラスチック類の発生抑制など、より一層の発生・排出抑制を推進する必要があります。

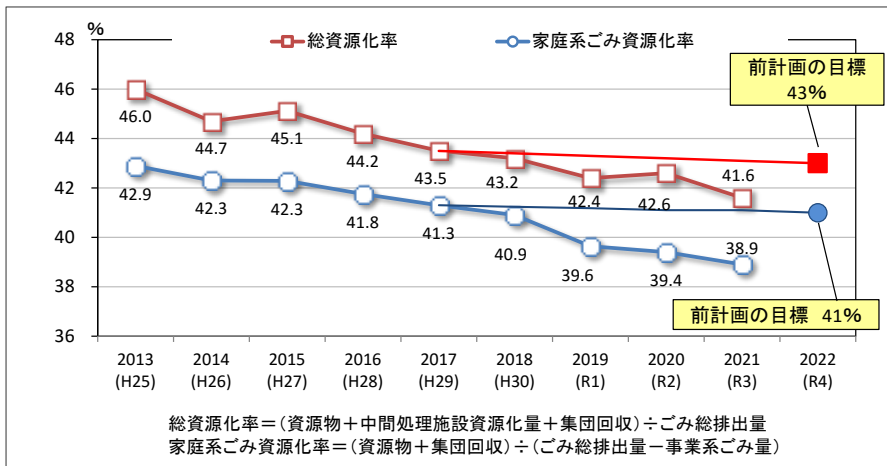


図表3 家庭系ごみ量の推移と前計画の目標

(3) 分別の徹底とリサイクル

前計画では、古紙類の排出量が年々減少していることを踏まえ、資源化率の水準を現状維持していくことを目標としていましたが、令和元（2019）年度以降の実績は、目標値をさらに下回って推移しています（図表4）。

さらなる分別の徹底による資源物の品質向上や、民間ルートなどの多種多様な回収ルートの確保が必要です。



図表 4 資源化率の推移と前計画の目標

(4) 市民・事業者との連携

未利用の食品や使い捨てプラスチックをなるべくごみにしないようにしたり、資源やごみの分別を徹底したりすることなど、市民や事業者の御理解・御協力がなければ進めることはできません。

さらに、ごみの発生・排出抑制やリサイクルを「経済活動」の中にしっかりと組み込み、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする線形経済（リニア経済）から持続的な循環型経済（サーキュラー・エコノミー）へと変革していくには、市民の日常の消費行動や事業者の経済活動のあり方を変えていく必要があります。

市の清掃事業（ごみの適正処理や3R^{*}の推進）は市民・事業者の日常的な活動と行政との最も身近な接点であることから、あらゆる施策において、市民・事業者との連携を強化していくことが求められます。また、連携強化を図るためには、効果的な情報発信、環境教育等を引き続き充実させていく必要があります。



※ごみの3R = $\left[\begin{array}{l} \text{リデュース (発生抑制)} \\ \text{リユース (再使用)} \\ \text{リサイクル (再生利用)} \end{array} \right]$

(5) 災害等への対応

近年、地球温暖化の影響により記録的な猛暑や集中豪雨などが頻発しています。特に、令和元（2019）年10月に発生した東日本台風（台風19号）は、日本各地に甚大な被害をもたらし、市内でも多摩川沿いなどで大規模な浸水被害が生じました。



また、令和2（2020）年からはじまった新型コロナウイルス感染拡大が、市民生活や事業活動を直撃した結果、巣ごもり需要の増加によるごみの急増や、海外諸国のロックダウン（都市封鎖）により輸出できなくなった資源物（古布）が国内に滞留するなど、ごみの適正処理・リサイクル事業にも多大な影響をもたらしました。

今後とも、大規模災害や感染症の拡大など大きな社会変動に際しても、生活環境保全の観点から安定的なごみ処理・リサイクル事業の対応が図れるよう、計画的に備えを整備していくことが求められています。

3. ごみ処理の基本理念・目標

(1) 基本理念とスローガン

基本理念	すべての人の取組と互いの連携で、より一層の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と環境負荷の低減を進め、持続可能な社会の実現を目指します。
------	---

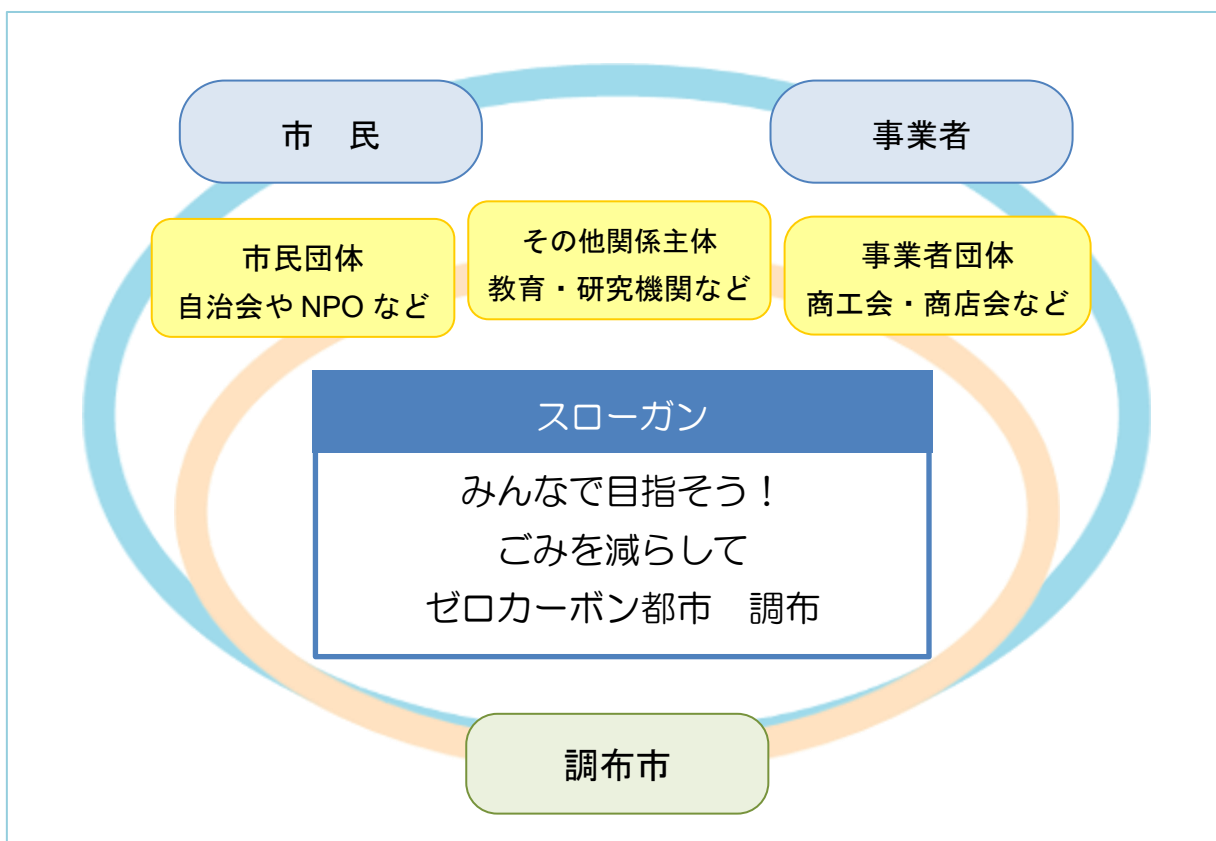
地球環境と人間社会は危機に瀕しています。異常な熱波や大規模水害を伴う気候変動、大量生産・大量消費社会の広がりによる資源制約の強まり、生態系・自然環境の破壊など、解決に向けた行動は待ったなしの状況です。

ごみの3R、すなわち発生・排出抑制（リデュース）や再利用（リユース）を優先し、それでも排出されるごみは最大限リサイクル（再生利用）していくことは、市のごみ処理事業における環境負荷（温室効果ガスの発生やごみの埋立処分）を低減し、資源を有効活用するために必要な取組です。

ごみの3Rを入口に持続可能な社会の実現を目指していくためには、すべての人（市民・事業者・行政等）の取組と互いの連携がますます求められています。

そこで、基本理念の実現に向けたスローガンを、「みんなで目指そう！ ごみを減らしてゼロカーボン都市 調布」としています。

図表5 基本理念の実現に向けたスローガンと各主体の連携



(2) 計画目標

本計画の推進によって達成を目指す本計画の目標は以下のとおりです。

目標 1 総ごみ原単位

ごみの発生・排出抑制を第一とする観点から、家庭系・事業系のごみ・資源物の発生抑制や事業者による自主的な回収等を進め、1人1日あたりの総ごみ排出量（総ごみ原単位）を抑制します。

【総ごみ原単位の目標】

令和3（2021）年度
715g/人日



令和12（2030）年度目標
688g/人日 27g/人日減（3.8%減）

総ごみ原単位 = $\frac{\text{家庭系ごみ} + \text{事業系可燃ごみ} + \text{資源物}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$

（めやす）
ペットボトル1本分、
生ごみの水分一絞りか
だいたい20～30g



目標 2 二酸化炭素（CO₂）削減量

使い捨てプラスチックの発生・排出抑制を進めつつ、使用済みプラスチック類のさらなる資源化を推進することで、プラスチックごみの焼却により発生するCO₂を削減します。

【二酸化炭素（CO₂）削減量の目標】

令和3（2021）年度
11,666トン



令和12（2030）年度目標
8,718トン 2,948トン減（25%減）

プラスチック類の資源化を進め、燃やされるプラスチック量を25%減らして、CO₂発生量を25%減らします。



目標 3 最終処分量

ごみの中間処理・資源化システムの維持・継続により、最終処分量ゼロを継続していきます。

【最終処分量の目標】

令和3（2021）年度
ゼロ



令和12（2030）年度目標
ゼロ

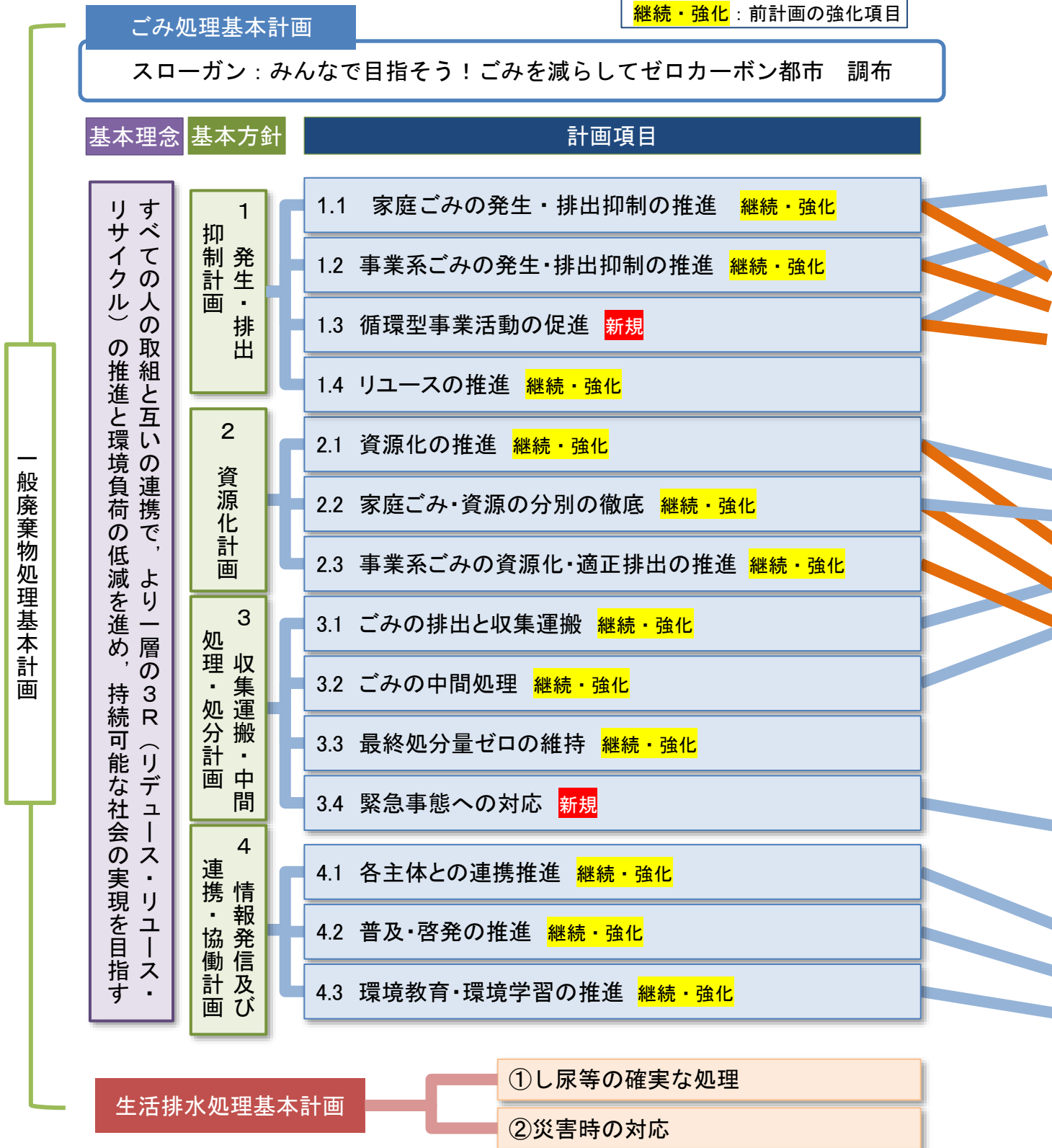
4. 施策体系と重点施策

一般廃棄物処理基本計画の施策体系は下図のとおりです。

ごみ処理基本計画では、「1 発生・排出抑制計画」「2 資源化計画」「3 収集運搬・中間処理・処分計画」「4 情報発信及び連携・協働計画」の4つの柱の下に、施策を定めています。

新規：当計画における新規項目

継続・強化：前計画の強化項目



特に重点的に進める事項は、「プラスチック類の発生・排出抑制」「食品ロスの削減」「プラスチック類資源化の推進」「資源の分別品質の確保・回収ルートの多様化」「災害等への対応力の向上」「パートナーシップの形成と強化」の6点です。いくつかの計画項目にまたがっている施策を束ね、重点的に進めていきます。

重点施策

重点 1：プラスチック類の発生・排出抑制

「ゼロカーボンシティ」をめざし、市民・事業者と一体となってプラスチック類の使用削減，排出抑制を進めます。

【取組例】

- ・市民・事業者への情報発信
- ・脱プラスチック型の事業に取り組む事業所の認定制度検討 など

重点 2：食品ロスの削減

食残しや未利用食品など「もったいない」食品ロスの徹底的な削減を進め、持続可能な社会づくりに貢献します。

【取組例】

- ・市民・事業者への情報発信
- ・食品ロス削減に取り組む事業所の認定制度検討 など

重点 3：プラスチック類資源化の推進

発生・排出抑制を進めても、なおごみとして排出されてしまうプラスチック類について、さらなる資源化を進めます。

【取組例】

- ・製品プラスチックへの分別収集の拡充検討 など

重点 4：資源の分別品質の確保・回収ルートの多様化

古紙をはじめとする再生資源の品質を確保し、循環ルートの多様化の取組を継続することにより、動脈産業・静脈産業が一体となった循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の確立を図ります。

【取組例】

- ・雑がみなど古紙に関する知識の普及
- ・集団回収、店頭回収など多様な回収ルート利用の促進 など

重点 5：災害等への対応力の向上

大規模な自然災害など緊急時の対応力の向上を図ります。

【取組例】

- ・災害廃棄物処理計画の策定 など

重点 6：パートナーシップの形成と強化

市民・事業者や各種団体・教育機関と一体となっごみ減量・リサイクルを推進するため、多様な主体とのパートナーシップの形成を図り、互いの連携・協働を強化します。

【取組例】

- ・ごみ減量・リサイクル協力店制度の強化・拡充
- ・環境教育・環境学習の推進を通じた教育機関や市民団体、事業者との連携・協働 など